

東成瀬村物価高騰対策支援金

東成瀬村では、エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けた村内事業者に対し、今後の経営への影響緩和を図るため、支援金を交付します。

交付要件や必要書類、申請方法等についてご確認の上、申請ください。

交付対象者及び交付額

【交付対象者】

令和7年4月1日以前から村内において事業活動を行い、下記のいずれかに該当する村内事業者

- (1) 村内に事業所等を有し、村内の事業所等において事業活動を行っている法人
- (2) 認定農業者及び認定就農者
- (3) 村内に住所地を有し、かつ居住する個人事業主

※「村内事業者」は以下に該当する方々です。

- | | |
|----------|---------------------|
| ア 認定農業者 | エ 中小企業基本法における中小企業 |
| イ 認定就農者 | オ 中小企業基本法における小規模企業者 |
| ウ 農事組合法人 | |

【交付基準及び交付額等】

- (1) 認定農業者、認定就農者又は個人事業主 3万円
- (2) 法人 村内事業所等で常時雇用する従業員数に応じて次のとおり交付
 - ア 従業員10人以下 5万円
 - イ 従業員11人～20人 7万円
 - ウ 従業員21人以上 10万円

【申請受付期間】

令和7年7月1日(火)から令和7年8月20日(水)まで

■問い合わせ及び申請書提出先

東成瀬村役場 企画課 (TEL 0182-47-3402 FAX 0182-47-3260)

申請書類

申請にあたっては下記の書類が必要となります。交付対象及び基準に応じて必要な書類を役場企画課に提出してください。

申請様式は、企画課窓口で受け取るか東成瀬村ホームページからダウンロードしてください。

- (1) 支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- (2) 同意書兼誓約書(様式第2号)
- (3) 事業状況確認のための書類

ア 個人事業主等の場合… 令和 6 年分の青色申告決算書（1、2 ページ）又は、
白色申告書の第一表及び収支内訳書

イ 法人の場合…………… 直近の法人村民税確定申告書（第二十号様式）

（4）従業員数の分かる書類（任意） ※法人のみ。確定申告書に記載が無い場合。

※「従業員」とは … 村内の事業所等で常時雇用する従業員（専従者含む）をいい、
正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、「期間の
定めなく雇用されている者」又は「過去 1 年間以上の期間につ
いて引き続き雇用されている者、又は雇入れ時から 1 年以上引
き続き雇用されると見込まれる者」をいう。

支援金の詳細

1 交付対象者

支援金の交付対象者は、『令和 7 年 4 月 1 日以前より村内において事業活動を行っ
ている村内事業者で、今後も継続して事業を行う意思がある方』で

（1）次のいずれかに該当すること。

ア 村内に事業所等を有し、村内の事業所等において事業活動を行っている法人

イ 認定農業者及び認定就農者に該当する農業者（兼業農家は対象外となります）

ウ 村内に住所を有し、かつ、居住する個人事業主

※ 事業所とは事務所、営業所、店舗等、事業活動が行われている場所をいう。

【対象外となる例】資材置き場、倉庫、事業活動が行われていない事務所など

※ 「村内事業者」とは次のいずれかに該当する者

- ・ 農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画が適当であると
認定を受けた者
- ・ 農業軽々基盤強化促進法に規定する青年等就農計画が適当であると認
定を受けた者
- ・ 農業協同組合法に規定する農事組合法人
- ・ 中小企業基本法に規定する中小企業者
- ・ 中小企業基本法に規定する小規模企業者

（2）次のいずれにも該当しないこと。

ア 村税等に滞納がある者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団若しくは
暴力団員又は社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

ウ 宗教的又は政治的目的を持って事業を行っているとは認められる者

エ 収益事業を行っていない者

オ 事業内容が公序良俗に反すると認められる者

- カ 認定農業者又は認定就農者に該当する者を除く兼業農家
- キ 交付対象者とするのが適当でないと村長が認めるもの

2 交付基準・交付額等

※交付基準及び交付額等は、表紙に記載のとおりです。

3 申請手続き等

本募集要項に記載の申請書類を期限までに役場企画課へ提出してください。

申請様式は、企画課窓口で受け取るか東成瀬村ホームページからダウンロードしてください。

※ 申請は、1事業者につき1回限りです。

※ 申請受付は令和7年7月1日（火）から令和7年8月20日（水）までです。

4 支援金の決定及び交付

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、交付決定通知を送付するとともに、支援金を順次交付します。

5 その他

- （1） 本支援金の決定後、虚偽その他不正な手段により支援金の交付を受けたことが判明した場合には、村が本支援金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は、本支援金を返還しなければなりません。
- （2） 本支援金の適正な交付等のため、村が公的機関に対し、情報提供を求めることがあります。また、必要に応じて、検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- （3） 申請書類に記載された情報は、公的機関の求めに応じて提供することがあります。